

放課後キッズクラブ 入会のしおり 令和6年度版



鴨志田第一小学校放課後キッズクラブ

運営法人


Smile Crew
株式会社スマイルクルー

(注) 本案内の内容は、令和6年1月時点で作成したものです。

目 次



1	放課後キッズクラブとは	1
2	運営法人 株式会社スマイルクルーについて	1
3	鴨志田第一小学校小学校放課後キッズクラブの活動について	1
4	放課後キッズクラブの開所日について	2
5	放課後キッズクラブの利用区分について	3
6	わくわく【区分1】の利用について	4
7	すくすく【区分2A・2B】の利用について	6
	・すくすく【区分2A・2B】の利用減免制度について	8
8	保険への加入について	11
	・保険制度に関するQ&A	13
9	入退室システム「みまもりキッズ」について	14
10	ここまでのまとめ	15
11	利用申込みについて	17
12	利用の決定について	18
13	新1年生の利用開始について	18
14	利用区分の変更について	18
15	広報誌『キッズニュース』について	20
16	利用予定の入力について	21
17	『キッズクラブ利用カード』の提出について	22
18	利用当日の流れについて	24
19	おやつについて	25
20	利用料等の支払い方法について	26
21	警報発表時の対応について	27
22	夏休み期間中の利用について	28
23	「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について	29
24	ご意見・ご要望等について	29
25	お問い合わせ先	29

(参考資料)

- 令和6年度 放課後キッズクラブの利用にあたって必要な書類等について
チェックリスト

(様式等)

- 個人情報の取扱いに関する同意書(保護者様)、放課後キッズクラブ利用申込書記入例、利用申込書、キッズ(学校)から自宅までの略図

1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業です。①全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること、②留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供することを目的に実施しています。

平成16年度に開始され、令和2年度には本市の全ての小学校に設置されています。

鴨志田第一小学校放課後キッズクラブは、青葉区が選定した法人（運営法人：株式会社スマイルクルー）が運営を行っています。

2 運営法人 株式会社スマイルクルー について

鴨志田第一小学校放課後キッズクラブを運営する株式会社スマイルクルーは創業以来、保育士・幼稚園教諭等に特化した人材派遣・紹介サービスと直営保育施設の運営を行って参りました。現在は、横浜市内で23校の放課後キッズクラブを運営しております。これまでに培った実績とノウハウを元に、子どもたちの放課後の楽しい居場所づくりに努めていきます。

放課後キッズクラブにおける運営方針

「Enjoy！遊びの場」

○異学年との交流を通し、お友だちと遊ぶ楽しさとルールを大切にします。

○ワクワクして過ごせる笑顔の時間をみんなで作り上げていきます。



「Challenge！学びの場」

○「なぜ？」「どうして？」を大切に、失敗することを恐れず、挑戦していく姿を見守ります。

○多くの経験から新しい「やりたい！」を発見することで、考え生み出していく力を培います。

「Natural！成長の場」

○「こんにちは」「ありがとう」の挨拶など生活習慣を大切にします。

○自分らしさを大切にすると同時に互いを認め合い、相手を思いやる気持ちや伝えたいことが言えるような心の成長を育みます。



詳細はHPをご覧ください

「Safety！子どもたちの安全な居場所」

○放課後や学校休業日、長期休業中の子どもたちの安全な居場所として、環境を整えます。

○火災や地震、不審者が侵入した場合の対処についての訓練を定期的に行います。

3 鴨志田第一小学校放課後キッズクラブの活動について

鴨志田第一小学校放課後キッズクラブは、キッズクラブ専用ルーム及び校庭・体育館にて、元気いっぱい、楽しく過ごせるよう、毎月季節に応じたプログラムを企画して活動を行っています。

また、地域の方々による交流イベントとして、剣道教室やサッカー教室、読み聞かせ等も行っております。



放課後キッズクラブでは、放課後児童支援員を中心とした職員が、児童の育成支援や遊びの場の提供などを行っています。

※放課後児童支援員とは

保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して2年以上（かつ2,000時間以上）放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市長が適当と認めた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

4 放課後キッズクラブの開所日について

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、原則として開所となります。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合（※1）や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります（詳しくはP.3参照）。

〈放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合の例〉

	警報発表時 ※詳しくはP.27参照)	夏休み期間中の猛暑時 ※詳しくはP.28参照)	学級閉鎖等
区分1	閉所	閉所	感染拡大を防止するため、閉鎖対象となった学級・学年・学校の児童は、体調不良の有無にかかわらず、クラブの利用・参加はできません。※2
区分2A・2B (区分1スポット利用含む)	開所 ※特別警報発表時は閉所	開所	

※1 表に記載がない事由においても、やむを得ない理由により閉所をする場合があります。

※2 学級閉鎖が学級・学年単位の場合は、他の学級・学年の児童の活動は行います。

5 放課後キッズクラブの利用区分について

利用にあたっては、遊び場利用を目的とした「わくわく区分」と、それに加えて留守家庭児童等の遊び及び生活の場所を目的とした「すくすく区分」があります。

また、「すくすく区分」には、午後5時まで利用の「すくすく（ゆうやけ）」と午後7時まで利用の「すくすく（ほしぞら）」があります。

それぞれの利用区分の違いの概要は、次の表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択くださいますようお願いいたします。

利用区分	わくわく 【区分1】	すくすく【区分2】		
		ゆうやけ【A】	ほしぞら【B】	
利用目的	遊びの場	遊びの場+生活の場		
登録条件	・当該小学校又は当該義務教育学校前課程（以下「当該小学校等」という。）に通学している児童であること・ 当該小学校区又は当該義務教育学校区（以下「当該小学校区等」という。）に居住し、国立小学校、私立小学校 又は特別支援学校等に通学している児童であること。			
	—	留守家庭児童等※であること		
利用時間	平日	放課後から <u>午後4時まで</u>	放課後から <u>午後5時まで</u>	放課後から <u>午後7時まで</u>
	土曜日	なし ※プログラムのある日のプログラム参加は可	午前8時30分～ <u>午後5時まで</u>	午前8時30分～ <u>午後7時まで</u>
	土曜日を 除く学校 休業日	午前10時～12時 午後1時～3時 ※午前・午後のどちらかで利用が できます。	午前8時～ <u>午後5時まで</u>	午前8時～ <u>午後7時まで</u>
お迎え	各キッズクラブで定められている一斉下校時刻後に下校する場合は、保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要となります。（詳しくはP.25を参照）			
利用料	無 料 ※スポット利用は800円/回+おやつ代 (P.4 参照)	<u>月額2,000円+おやつ代（7、 8月のみ2,500円+おやつ代）</u> ※延長料（午後7時まで）は400円/回	<u>月額5,000円+おやつ代 （7、8月のみ5,500円+おやつ代）</u>	
		減免あり（詳しくはP.8を参照）		
保険加入料	年額700円必須（詳しくはP.11を参照）			
定員	なし	あり		
利用申込に 必要な書類	利用申込書	・利用申込書 ・留守家庭児童等であることの証明書		
		※利用区分に関わらず、 <u>食物アレルギーのある児童は、学校生活管理指導表（写し）</u> の提出が必要です。		

※留守家庭児童等とは、保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

6 わくわく【区分1】の利用について

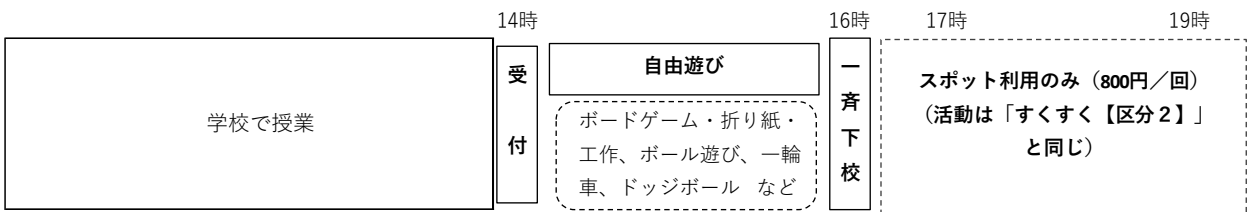
(1) 利用時間

平日	放課後～午後4時
学校休業日※	午前10時～12時、午後1時～3時 ※どちらかの時間帯で参加

※土曜日はスポット利用や、プログラムのある日でプログラムに参加する場合のみ利用できます。

(2) 一日の活動スケジュール（標準例）

<平日（学校のある日）>

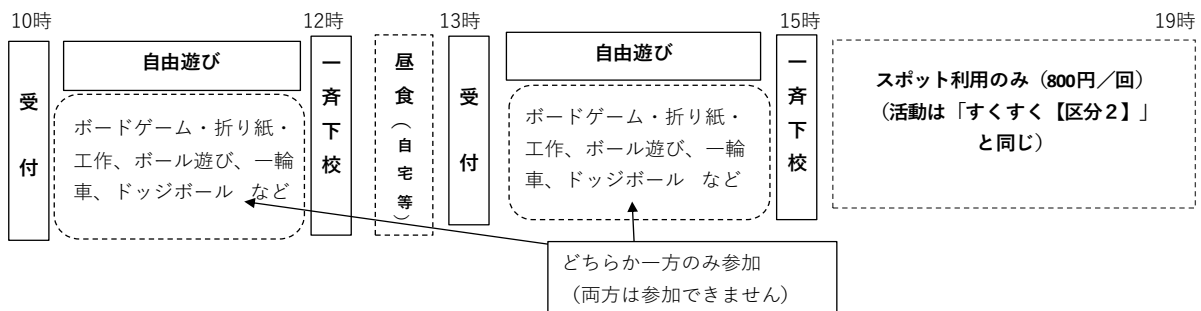


★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

<学校休業日（土曜日除く）>

<学校休業日（土曜日除く）>



★利用方法は、学校がある日と同じです。

★わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します（両方は参加できません）。

★わくわく区分のお子さんは、スポット利用の場合を除き、**キッズクラブ内では昼食を食べられません。**

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動スケジュールや内容は異なる場合があります。

(3) 利用料について

わくわく【区分1】は**無料**です。※ただし、保険加入は必須です（詳しくはP.11を参照）。

スポット利用について

スポット利用とは、わくわく【区分1】のお子さんで、保護者の一時的な用事により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、お子さんを留守家庭児童等として午後7時まで受入れる制度です。すくすく【区分2A・2B】の定員に空きがある場合のみ利用できます。スポット利用には、あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円の利用料とおやつ代（実費）がかかります。スポット利用の場合、放課後キッズクラブの一斉下校時刻（※）までは、保護者のお迎えは不要ですが、それ以降はお迎えが必要となります。

※一斉下校時刻は季節によって異なります（詳しくはP.25を参照）。

(4) プログラム参加の場合（午後4時を越える場合）

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。わくわく【区分1】のお子さんが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになりますので、お子さんと下校時刻について確認しておくようにしてください。

※ プログラム参加には、材料費等の実費がかかる場合があります。今後、プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせします。

※ スポット利用の場合には、プログラム終了後、引き続き放課後キッズクラブでお子さんをお預かりします。

(5) 非常時における利用制限について

警報発表時（P.27 参照）や夏休みにおいて猛暑が予想される時（P.28 参照）、感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、わくわく【区分1】の利用を制限させていただく場合があります。

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、お知らせさせていただきます。

7 すくすく【区分2A・2B】の利用について

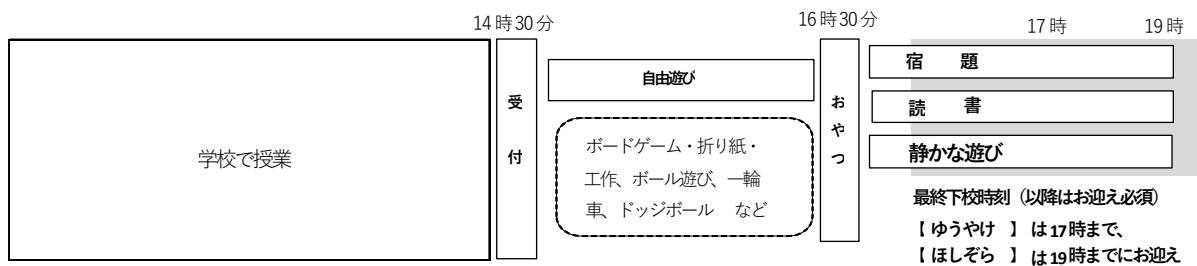
(1) 利用時間

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】※	すくすく（ほしぞら）【区分2B】
平日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時
土曜日を除く 学校休業日	午前8時～午後5時	午前8時～午後7時

※すくすく（ゆうやけ）【区分2A】は延長料（400円/回）を支払うことで、午後5時以降も、午後7時まで利用することができます。

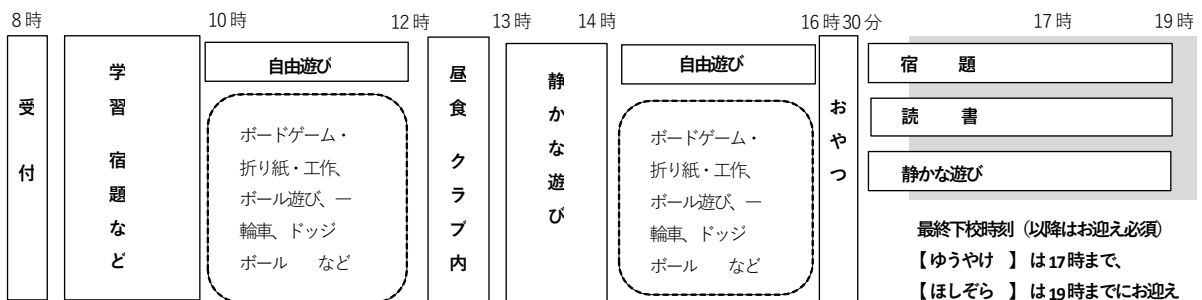
(2) 一日の活動スケジュール（標準例）

<平日（学校がある日）>



- ★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。
- ★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。
- ★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動を行います。
- ★キッズクラブが設定する最終下校時刻（季節によって異なる）を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

<学校休業日>



- ★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。
- ★土曜日は8時30分からの開所です。

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動のスケジュールや内容は異なる場合があります。

(3) 利用料について

すくすく【区分2A・2B】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料をご負担いただいております。利用料はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】	すくすく（ほしぞら）【区分2B】
利用料（月額）	2,000円 （7、8月のみ2,500円）	5,000円 （7、8月のみ5,500円）
延長料（午後7時まで）	1回あたり400円	—

※利用料とは別に保険の加入が必要です（詳しくはP.11参照）。

※すくすく【区分2A・2B】の利用料はその月の利用がなくても、利用料が発生します。

※おやつ代として実費相当額がかかります。プログラムに参加する場合には、利用料とは別に材料費等の実費がかかる場合があります。（プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせしていきます。）

※利用料はクラブが指定する期日に引き落とされます。

※すくすく【区分2A・2B】の利用料には減免制度があります（詳しくはP.8参照）。

*令和6年度からはすべての利用料は口座引落としになります。

令和6年度より、キッズクラブの利用に関わる料金は、ご登録のゆうちょ銀行の口座からの自動引落としによる集金方法に変更になります。

- すくすく区分（区分2Aと2B）の月額利用料
- すくすくゆうやけ区分（区分2A）の延長利用料
- わくわく区分（区分1）のスポット利用料
- おやつ代
- プログラム参加費、材料費
- その他の利用料

わくわく区分（区分1）の方も口座の登録が必要になりますので、みまもりキッズの口座登録ご案内資料をご覧くださいの上、お手数ですがお手続きをお願いいたします。

引落とし日：翌月20日（月末に再引落とし）

手数料：引落としができた時点で10円の手数料がかかります。

※請求額は毎月10日頃、入退出システム「みまもりキッズ」のマイページでご確認いただけます。詳細については別紙をご覧ください。

<お願い>

前日までに口座へのご入金をお願いいたします。引落とし手数料は保護者様のご負担となります。引落とし日が土日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日の引落としとなります。

<すくすく【区分2A・2B】の利用料減免制度について>

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・2B】を利用するのに経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

(1) 減免の対象となる方

以下の①～③のいずれかに該当する方が減免対象となります。

- ①横浜市就学援助を受けている方
- ②生活保護世帯の方
- ③市民税所得割非課税世帯の方

(2) 減免金額

減免額の上限は月額2,500円です。

- (例) 月額利用料(※)が2,000円の場合は、減免後の利用料は月額0円
月額利用料(※)が5,000円の場合は、減免後の利用料は月額2,500円

※減免対象となるのは月額利用料のみであり、おやつ代、材料費及びプログラム利用費等の実費、わくわく【区分1】のスポット利用料(1回800円)、すくすく(ゆうやけ)【区分2A】の延長料(1回400円)及び保険加入料は減免の対象となりません。

(3) 減免制度利用にあたっての留意点

- ・(1)に記載している①～③のいずれかの要件を満たさなくなった場合(例:就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等)については、速やかに「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。
- ・虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

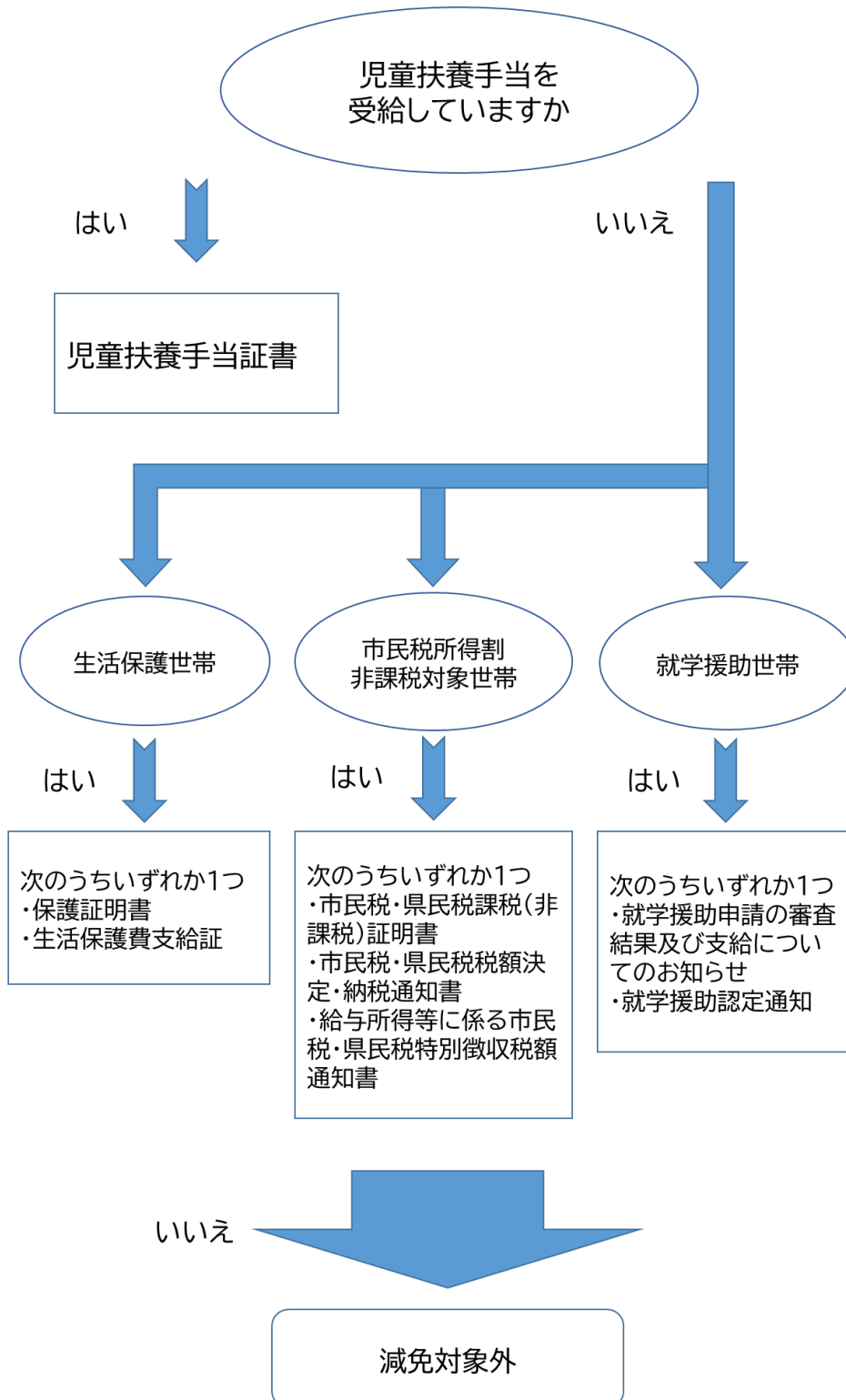
(4) 減免制度利用にあたっての手続き

減免を希望される場合は、以下のフロー図及び表をご確認いただき、利用申込書の「V 減免利用について」欄を記入した上で、必要書類を提出してください。※提出書類や提出時期は対象となる方によって異なります。）

なお、年度途中で減免の対象となったこと等により、利用申込後に減免を希望される場合は提出書類をご準備いただき、クラブへお申し出ください。

申請期限は当該年度の12月末までです。期限が過ぎた場合には、減免申請の対象とすることが原則としてできませんので、ご注意ください。

【提出書類フロー図】



提出書類	提出時期	備考
児童扶養手当証書【写し】 ※1	キッズクラブの申込時 又は 減免の適用を受けよう とする時	有効期限内の証書に限ります。
保護証明書【原本】		保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。（無料です。）
生活保護費支給証【写し】		
市民税・県民税課税（非課税）証明書【原本】※2		区役所税務課で取得することができます（1件につき300円がかかります）。※3
市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】※2		区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。※3
給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】※2		勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。※3
就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【写し】	学校から受理次第 速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。（当該月から減免の適用となります。） ・4月に当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校より送付されます。4月以降に支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。（減免相当額は後日返金※4） ・新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。
就学援助認定通知【写し】		

※1 児童手当や特別児童扶養手当は対象となりません。

※2 市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。

※3 減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後キッズクラブへお問合せください。

※4 前年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間の利用料は減免適用後の金額をお支払いいただくことができます。就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

8 保険への加入について

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、万一の怪我や事故の賠償責任に備えて、保険にご加入いただくとともに、制度運営費を負担していただきます。この制度は鴨志田第一小学校放課後キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人 株式会社スマイルクルーが加入するものです。放課後キッズクラブの利用申込み手続きの際に、保険制度運営負担金をお支払いください。

なお、負担金は年間分であるため、一度納入された負担金は、返金することができません。また、「保険制度に関するQ&A (P13)」も、あわせてご一読ください。

【補償内容】

「①傷害保険」「②賠償責任保険」という2つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等を補償する制度です。

- ① 児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償（「熱中症」及び「細菌性・ウイルス性食中毒」も対象です。）
- ② 児童が他人に怪我をさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

(1) 保険制度運営負担金 お子さん1人につき 年額700円

(2) 補償内容

	内容	保険金額・支払限度額*
傷害保険	通院（1日目から90日限度）	1,500円/日
	入院（1日目から180日限度）	4,000円/日
	死 亡	3,000万円
	後遺障害	90万円～3,000万円
賠償責任	対物賠償・対人賠償	共通限度額 1名/1事故 5億円

※傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

(3) 対象となる事故の範囲

- ①傷害保険・・・放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故
放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）
- ②賠償責任・・・放課後キッズクラブ活動中に児童が他人に怪我をさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。

(4) その他

- 利用申込みの際に提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- 事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

(5) 支払い方法 「ご依頼人名」欄には必ず「お子様のお名前」をご入力、ご記入ください。

①「払込取扱票」を用いてのお支払い

ゆうちょ銀行または郵便局のATMで、入会のしおりに添付されている「払込取扱票」を用いてお支払いください。お支払い後、①か②を利用申込書に貼付してください。

※きょうだい分を1枚で支払う場合は、記入してある金額を2本線で訂正し、合計金額を記入してお支払いください。その際きょうだいのお名前もご記入ください)



②「電信振替」でのお支払い

ゆうちょ銀行の口座をお持ちの場合は、ATMから電信振替ができます。

お支払い後、『ご利用明細票』を利用申込書に貼付してください。

ゆうちょ口座からの送金先	他銀行口座からの送金先
店名 ○二九(㇫)㇫キョウ	銀行名 ゆうちょ銀行
預金種目 当座	店名 ○二九(㇫)㇫キョウ
口座番号 0091696	預金種別 当座
口座名義人名 (カ)スマイルクルー	口座番号 0091696
	口座名義人名 (カ)スマイルクルー

※「ご依頼人名」の欄には必ず「お子様のお名前」をご入力、ご記入ください。

③「インターネットバンキング」でのお支払い

振込結果が分かるようにプリントアウトして利用申込書に貼付(添付)してください。

【手数料について】

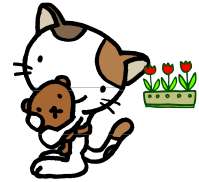
ゆうちょのインターネットバンキングは月5回まで手数料が無料になります。(6回目以降は100円)

他銀行口座からの送金手数料は銀行によって異なります。

※「ご依頼人名」の欄には必ず「お子様のお名前」をご入力、ご記入ください。

①・③をご選択の場合、「残高」が記載されることがあります。キッズクラブにお持ちになる際は金額を塗りつぶす等、残高金額が見えないようにご注意ください

保険制度に関する Q&A



Q 負担金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？

A はい。負担金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。必ずご利用前に負担金をお支払いください。

Q 2年生と4年生の保護者です。2人ではいくら支払えばよいのですか？

A 1人あたり年額合計700円ですので、この場合2人で1,400円となります。

Q 1日だけのイベントへの参加でも負担金を支払うのですか？

A はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも、必ず利用前に負担金をお支払いください。

Q 今度転居するのですが、転入先の小学校でも継続できるのでしょうか？

A 保険制度は各運営法人が選定した保険に加入しているため、転入先のキッズクラブが加入している負担金をご負担いただけます。なお転入先の運営法人が同一法人であれば引き続き継続可能です。詳しくは転入先のクラブ/運営法人にご確認下さい。

Q キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに、途中でやめたのですが、負担金の700円は返還してもらえますか？

A 一度お支払いいただいた負担金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。

Q 保険金の支払の対象となる傷害とは、どのようなものを指すのですか？

A 保険金支払いの対象となるのは、キッズの活動中又はキッズと自宅の間を往復途中（自宅への一時帰宅も可）の「急激かつ偶発的な事故」による傷害です。したがって、長時間の運動による筋肉痛及びけんしょう炎などは、傷害に該当しないので、保険金支払の対象にはなりません。

Q 子どもがキッズで指を少し切ったので、病院に行きました。治療は1日だけで終わったのですが、1日だけでも傷害保険金は出るのですか？

A はい。1日だけの通院でも保険金は出ます。ただし、鍼灸院などの場合には保険金の対象とならない場合があります。また、保険金ですので医療機関に支払った全額が補償されるものではなく、定額の支払となります。

Q 事故にあった場合、どのような手続きをすればよいのですか？

A キッズの活動中に事故にあった場合には、スタッフに報告してください。活動中に転倒し、そのまま帰宅して自宅で頭が痛くなり病院に行った場合など、活動中の事故が原因で帰宅後に通院した場合、保険金支払の対象となることもありますので、すみやかにキッズのスタッフに報告してください。後日、契約保険会社からご自宅に請求書類が送付されますので、必要事項をご記入のうえ、返送してください。この際、受診した医療機関の領収書が必要になる場合がありますので、領収書は保管しておいてください。

9 入退室システム「みまもりキッズ」について

スマイルクルーの放課後キッズクラブでは、令和4年度より入退室管理システム「みまもりキッズ」を導入しております。



入退室システムイメージ

別冊の「みまもりキッズ登録方法・利用予約方法・代理引取人の登録方法・口座登録方法」をご参照いただき、ご登録ください。

「みまもりキッズ登録方法」③に出てくる「施設名」と「あいことば」は、次のワードを選択・入力してください。

施設名 : 鴨志田第一小学校放課後キッズクラブ

あいことば : かもしただいいち

わくわく（区分1） 『遊びの場』としての利用のしかた

こんな方におすすめ

- 放課後は夕方4時までキッズクラブでお友達と遊ばせたい。
- 4時過ぎにはご自宅に保護者の方が帰っている。
- 土曜日はご自宅に保護者の方がいる。



ご注意ください！

- 土曜日は利用できません。
- 学校代休日や夏休みなどの学校休業日は、午前または午後、どちらか2時間の利用になります。
- スポット利用（1日800円）で、夜7時までの利用ができます。
- 警報発表時や夏休み中の猛暑が予想される時や、感染症感染拡大の影響がある場合等、利用を制限させていただく場合があります。



わくわく（区分1） 申込み方法



保険負担金 700 円を郵便局・ネットバンキング等でお支払いください。



入退室システム「みまもりキッズ」の登録と利用申込書の準備

- ① 振込を証明する書類を貼付
- ② 利用申込書の該当欄にすべて記入
キッズクラブに提出してください。

必ず、利用開始希望日の前日までに、みまもりキッズへの登録と利用申込書の提出を済ませてください。利用開始当日に利用申込書を提出されても、ご利用いただけない場合があります。



すくすく（区分2A・2B） 『生活の場』としての利用のしかた

ゆうやけ（区分2A）はこんな方におすすめ

- ・ 放課後は夕方5時まで利用したい。
- ・ 土曜日も仕事なので利用したい。

ほしぞら（区分2B）はこんな方におすすめ

- ・ 放課後は夕方5時以降も利用したい。
- ・ 急な残業などでお迎えの時間が心配。



ご注意ください！

- ・ 最終の一斉下校時間（季節により異なる）後はお迎えが必要です。
- ・ 区分変更する際は、区分変更届を必ず提出してください。
- ・ 利用が無くても区分2に登録している間は月額利用料が発生します。

すくすく（区分2A・2B） 申込み方法



保険負担金 700 円を郵便局・ネットバンキング等でお支払いください。

必ず、利用開始希望日の前日までに、みまもりキッズへの登録と利用申込書の提出を済ませてください（「留守児童であることの証明書」が間に合わない場合は、揃い次第ご提出ください）。

留守家庭児童であることの証明書の準備
（就労証明書や自営業従事者等申告書など）

入退室システム「みまもりキッズ」の登録と
利用申込書の準備

- ① 保険料の振込を証明する書類を貼付
- ② 利用申込書の該当欄にすべて記入
- ③ 留守家庭児童であることの証明書
キッズクラブに提出してください。



11 利用申込みについて

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/1～3/31）で行います。年度当初から利用を希望する場合は以下の締切日までに、必要書類を放課後キッズクラブにご提出ください。

年度途中から利用する場合は、利用希望月の前月 25 日までに必要書類を提出してください。

利用区分	利用登録に必要なもの	提出締切※4/1 から利用開始の場合	
		在校生	新1年生
わくわく 【区分1】	<ul style="list-style-type: none"> 利用申込書 保険料（700 円） 	令和6年3月 25 日	利用開始希望日の前日まで
すくすく 【区分2A・2B】	<ul style="list-style-type: none"> 利用申込書 保険料（700 円） 留守家庭児童等を証明する書類 	令和6年3月 25 日	令和6年3月 21 日

※わくわく【区分1】の新1年生は、スポット利用の場合を除き、給食開始日からの利用開始となります（詳しくはP.18参照）。

<留守家庭児童等を証明する書類>

すくすく【区分2A・2B】の登録の場合には、お子さんと同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。証明書等をご提出いただけない場合は、すくすく【区分2A・2B】への登録はできません。

※保護者とは、そのお子さんの父母又は父母に代わって養育している者のことをいいます。

※兄弟姉妹等、2人以上がすくすく【区分2A・2B】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は1部で差し支えありません（利用申込書はお子さん1人につき1部必要です）。

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	<u>就労（予定）証明書</u>
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	<u>自営業従事者等申告書</u>
病気の方 看護・介護中の方	<u>病気・障害等申告書</u> （※1） ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	<u>病気・障害等申告書</u> ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	<u>求職活動申告書</u> （※2）
在学中（中学生、高校生除く）	<u>学生証の写し又は在学証明書</u>
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	<u>罹災証明書</u> * ※地震による家屋損壊・区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災・消防署で発行しています。

※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後8週間となります。）

※2 求職活動を理由にすくすく【区分2A・2B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、すみやかに就労（予定）証明書を提出してください。また、求職活動申告書を連続して提出することや期間を延長することはできません。

※「留守家庭児童等を証明する書類」は、すくすく区分に登録を希望される方にお配りします。必要な方はキッズクラブまでお申し出ください。

12 利用の決定について

原則、利用申込書に記載した利用開始希望日から利用することができます。

ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、すすく【区分2A・2B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人 株式会社スマイルクルーから事前にご連絡させていただきます。

13 新1年生の利用開始について

新1年生の利用開始日は、登録する区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく【区分1】	学校生活への影響を考慮し、利用開始は「給食開始日」からとなります。 ただし、スポット利用（利用料800円+おやつ代）の場合は、4月1日から利用することができます。
すすく【区分2A・2B】	4月1日から利用することができます。

＜新1年生の利用にあたっての注意事項＞

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から給食開始日の間に利用する場合は、次の点にご協力いただきますようお願いいたします。

- ① 利用にあたっては、必ず保護者の責任で送迎を行ってください。
- ② お子さんの状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブ職員と面談をさせていただく場合があります。

14 利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、利用区分変更申込書を提出してください。

月途中での利用区分の変更は原則できません。利用区分変更申込書は、原則変更希望月の前月末日までに提出してください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いいたします。

＜留守家庭児童等を証明する書類の提出について＞

- 年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・2B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要になります。
- 一度すすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・2B】に登録していた方でも、わくわく【区分1】から再度すすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・2B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類（P.17参照）の提出をしていただくなど、留守家庭児童等に該当するか確認をさせていただきます。
- すすく【区分2A・2B】内の変更（ゆうやけ【区分2A】⇔ほしぞら【区分2B】）は、留守家庭児童等を証する書類の再提出が不要です。
- 勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要となります。

「みまもりキッズ」への、[利用者登録](#)と[ゆうちょ銀行口座の登録](#)が完了したら、利用開始日に向けての準備をお願いします。次ページ以降の利用方法等をご確認のうえ、安全・安心なキッズクラブのご利用となるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

【キッズクラブの活動紹介】

キッズクラブでは、様々なイベントやプログラムを行っています。

工作&折り紙教室



剣道教室



サッカー教室



カモンキッズおはなし会



お楽しみ会



リズムジャンプ教室



スケート教室



15 広報誌『キッズニュース』について

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

(1) 発行日と配付方法

『キッズニュース』は毎月 25 日ごろに発行し、お子さんを通じてご家庭に配付します。1～3年生は全児童に、4～6年生は登録児童にのみ配付しています。お子さんに『キッズニュース』を受け取っているか、ご確認をお願いします。なお、夏休みや冬休み等の長期休業の利用方法や大切なお知らせを、学校の担任の先生を通じて全校児童に配付することがあります。

(2) 『キッズニュース』の内容

① 翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

放課後キッズクラブのプログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。これらプログラムの内容、参加料、申込締切日、申込方法等をお知らせします。

保護者会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせもします。

② 活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

写真付の分かりやすい内容でお知らせしますので、お子さんと一緒に楽しんでください。

③ お知らせとお願い

放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

～『キッズニュース』・『ホームページ』への写真掲載について～

『キッズニュース』や『ホームページ』では、子どもたちの活動の様子を写真入りで掲載します。『キッズニュース』は、放課後キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。写真掲載を希望されない場合は、利用申込書の該当の欄「いいえ」に○印をお願いします。

16 利用予定の入力について

お子さんの利用予定をあらかじめ把握するため、利用予定日のみまもりキッズへの入力をお願いいたします。キッズニュースに記載されている翌月の予定表をご確認いただいたうえで、キッズニュースに記載されている指定の締め切り日までに翌月分の利用予定を入力してください。長期休業日（春休み・夏休み・冬休み）の利用予定は、事前に配布される「〇〇休みのご案内」をご確認の上、入力してください。

（１）利用予定入力の方法

初めての方は、右のQRコードから「みまもりキッズ」にアクセスして利用者登録をしてください。

- 「2回目以降の方」からログインし、「利用予約」から利用予定を入力してください。利用希望日を選び、退出予定時間・お迎えの有無（お迎えありの場合はお迎えに来る人）を選択し、[下方にある「上記の内容で予約する」を押して予約を完了してください。](#)

みまもりキッズQRコード



（２）利用予定入力の注意点

- ① 「利用予約」・「入力内容の取り消しや変更」の締め切りは、次の通りです。
- | | | |
|-----------|-----|-----------------|
| 平日 | ・・・ | 利用希望日当日の午後 12 時 |
| 土曜日・学校休業日 | ・・・ | 利用希望日当日の午前 7 時 |
- （いずれも令和6年4月1日から）

上記の時間を過ぎると当日についての入力や変更ができなくなりますので、必ず電話かメールで連絡してください。

- ② 利用をキャンセルする場合は、必ず予約を取り消すか、電話またはメールでご連絡ください。学校を休んだり早退したりした場合も必ずご連絡ください（キッズクラブでは欠席や早退を把握できません）。

※ 「みまもりキッズ」の使い方について、詳しい手引きを用意しております。
必要な方はキッズクラブまでご連絡ください。

17 『キッズクラブ利用カード』の提出について

キッズクラブでは、みまもりキッズに入力されたお子さんの利用予定を確認し、『キッズクラブ利用カード（以下、キッズカード）』でその日に実際に利用する（した）かどうかを確認しています。毎日、登校前にお子さんに「今日、キッズに行くかどうか」を確認し、利用する場合には『キッズカード』に、保護者の方が必要事項を記入の上、お子さんに持たせ、放課後キッズクラブにご提出ください。
なお、『キッズカード』は、すすく区分の方は前月末に、わくわく区分の方は随時配布します。

<キッズカードの記入方法> ※下のイメージ図と合わせてご確認ください。

- ① お子さんの利用区分にマルを付け、学年・組・お子さんの氏名を記入します。
- ② 利用予約画面で利用予定を確認し、必要事項（「下校時間」・「お迎えの有無」・「おやつの有無（主にすすく区分の方）」・「保護者印（署名も可）」を記入して、お子さんに持たせてください。放課後キッズクラブに来たら、「キッズカード」を職員に渡すようにしてください。放課後キッズクラブで利用の印を押します（それが「利用確認」になります）
- ③

<キッズカードのイメージ>

6 月

年 組 名前

利用区分 ⇒ 学童クラブ ゆうやけ【2A】 **ほしぞら【2B】**

日付		帰宅時間	お迎え有無（続柄）		連絡事項	おやつ有無	保護者印	キッズ印
16	木	15:30	有(兄)	無			保護者	キッズ
17	金	17:00	有(母)	無	おやつ	○	保護者	キッズ
18	土	:	有()	無	おやつを食べた時は、キッズクラブが「おやつ印」を捺します			
19	日							
20	月	16:30	有()	無		×	保護者	
21	火	:	有()	無				
22	水	18:30	有(祖母)	無		○	保護者	
23	木	:	有()	無				
24	金	:	有()	無				

<利用日にお子さんがキッズカードを忘れたり、利用内容の記入がない場合>

「みまもりキッズ」の利用予約入力の有無にかかわらず、キッズクラブから利用内容の確認をするため、保護者の方に連絡をします。

- 保護者の方の利用確認が取れるまでは、お子さんはキッズクラブに留め置きとなります。
→なお、わくわく区分のお子さんが午後4時を超えて留め置きになった場合は、スポット料金として800円/回がかかります。
→すくすく(ゆうやけ)【区分2A】のお子さんが午後5時を超えて留め置きとなった場合は、延長料金として400円/回がかかります。
- キッズカードがなく、かつ利用予約もない場合はキッズクラブを利用できません。お子さんはそのまま下校することになりますので、ご注意ください。

<予定外の利用の場合(「みまもりキッズ」での利用予約がなく、急きょ利用したい場合)>

- わくわく【区分1】(スポット利用除く)・すくすく【区分2A・2B】においては、キッズカードに必要な事項を記入して、お子さんに持たせてください。「キッズカード」で保護者印(又は署名)が確認できる場合は、保護者の方からの電話連絡は不要とします。
- わくわく【区分1】のスポット利用の場合においては、人員配置の調整やおやつ準備等があるため、事前の入力または電話・メールでの連絡をお願いします。利用当日は「キッズカード」に必要な事項を記入いただき、お子さんに持たせてください。

<利用を取りやめる場合>

当日のお子さんの下校時刻までに、キッズクラブへ利用取りやめの電話またはメール連絡をお願いします。学校を休んだ場合や、早退した場合も連絡をお願いします。

なお、午前中は留守番電話に設定していますので、お電話の方は留守番電話への録音をお願いします。

<当日、帰宅時間やお迎えのに来られる方を変更する場合>

キッズクラブ開所後に、キッズカードに記載した利用時間やお迎えの方を変更する場合は、メールではなく必ず電話での連絡をお願いします。

【利用にあたっての保護者の方へのお願い】

- お子さんの安全確認の観点から、利用予約を入力された日の利用が原則です。
- キッズクラブ利用カードの忘れや急な利用、急な取りやめ等は、スタッフがその対応に追われることで、キッズクラブを利用する子どもたちの活動に支障が出る可能性があります。また、保護者のなりすまし等、防犯上の観点からも、極力お控えくださいますようお願いいたします。
- 急な利用・急な取りやめなど、予約と異なる利用をする場合には、必ずキッズクラブに電話連絡するようにお願いします。学校や担任の先生への電話連絡や、連絡帳を使つての連絡はしないでください。
- お子さんの安全確認のために、土曜日・学校休業日・長期休業日など、家から直接キッズクラブへ来る日は、必ず利用予定の入力をお願いします。お電話や、みまもりキッズのメールでも承りますので、必ず利用することをキッズクラブにご連絡ください。

18 利用当日の流れについて

1) 授業終了後からキッズルームへ行くまで

- ① 学校が終わったら昇降口から下校し、キッズクラブ専用の出入り口から入ります。
※土曜日等（学校がお休みの日）については、公園側門（西門）のインターホンで、「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、キッズクラブ専用の出入り口より入校してください。
- ② 外履きを脱いでキッズクラブの下駄箱に入れたら、キッズルームへ入ります。受付でキッズカードをスタッフに渡してください。
- ③ ランドセルをロッカーに入れて、キッズクラブのタイムスケジュールに沿って活動してください。

(2) 持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、随時『キッズニュース』等でお伝えします。

※教室に忘れ物をしてしまっても、キッズクラブに来たら教室には取りに戻れません。

<キッズクラブを利用するのに必要な持ち物>

- キッズカード（利用日に「下校時間」「お迎えの有無」「おやつの有無（午後4時30分以降も利用する方のみ）」「保護者印（署名も可）」の記入をしてください）
- 上履き（キッズ専用の上履きを用意してください。）

<キッズクラブで1日過ごす場合に必要な持ち物（学校がお休みの日）>

※すくすく【区分2A・2B】・わくわく【区分1】スポット利用が対象

平日の持ち物に加えて、以下の物が必要な場合があります。

- お弁当（12時～12時30分に利用する場合のみ必要。夏休みはお弁当の中身が傷まないよう、保冷剤等を入れ、工夫をお願いします。）
- 着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。キッズクラブでお預かりすることもできます。）
- 水筒（普段学校に持っていく中身と同じものにしてください）
- ハンカチ、ティッシュ

<キッズクラブに持ってきてはいけないもの>

- 学校に持って来てはいけないもの（ゲーム機、玩具、携帯電話等）
- ※ サンダル、自転車での登校は禁止です。

3) 帰り方

キッズクラブからの帰り方は、お子さんが「(ア) お迎え無しで一人で帰る場合」と、「(イ) お迎えの場合」があります。お子さんがお迎え無しで帰る場合には、必ず通学路を通ることや寄り道をしないことなど、安全面についてお子さんにご指導ください。

(ア) お迎え無し（一人で帰る）の場合

保護者のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅できる最終時刻として「一斉下校時刻」を設けています。一斉下校時刻は区分や季節によって異なります（P.25 参照）。お子さんが一人で帰る場合には、キッズクラブ利用カードに一斉下校時刻までの時刻を記入してください。

※わくわく【区分1】(スポット利用を除く)の場合は、午後4時の一斉下校時刻までに下校となります。

※わくわく【区分1】のお子さんは、キッズカードに「お迎え」となっている場合で、午後4時(プログラム参加時は、プログラム終了時間)を越えた場合は、原則としてスポット利用の扱いとなります。

- すくすく【区分2A・2B】又はわくわく【区分1】のスポット利用で、一斉下校時刻を過ぎる場合は、保護者又は代理引取り人のお迎えを必要としています。下表のとおり、季節ごとで一斉下校時刻が異なりますのでご注意ください。

〈表〉一斉下校時刻

区分	時期	一斉下校時刻
わくわく	4月～3月(通年)	午後4時
すくすく	4月～9月	午後5時
	10月・11月	午後4時30分
	12月・1月	午後4時
	2月・3月	午後4時30分
	土曜日・長期休み	午後4時

(ア) お迎えの場合

お迎えは、保護者の方又は代理引き取り人の方ができます。お迎え予定時間とお迎えに来る方を『キッズカード』に記入してください(P.22 参照)。お迎えに来た際は、門に設置したキッズクラブのインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、入校してください。

- すくすく(ゆうやけ)【区分2A】で、キッズカードに「お迎え」となっている場合、そのお迎えが午後5時を越えたときは、原則として延長利用の扱い(400円/回)となります。

[代理引取り人について]

事前に「放課後キッズクラブ利用申込書」の裏面にある「児童代理引取人届出」欄に代理引取人の氏名等を記入して提出し、みまもりキッズの代理人欄への登録を行えば、その方のお迎えが可能です。なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示していただきます。

19 おやつについて

すくすく【区分2A・2B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

なお、お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「Ⅲ 食物アレルギーについて」に記入し、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しを合わせて提出してください。なお学校生活では提供されない食物(そば、くるみ等)に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」(写)をキッズクラブへ提出してください。また利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

また、おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額を保護者の方にご負担いただきます。持ち込みはご遠慮いただいておりますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

20 利用料等の支払い方法について

すくすく区分の月額利用料や延長利用料、おやつ代、令和6年度からはわくわく区分のスポット料、全区分のプログラム参加費等は、ゆうちょ銀行口座からの自動引落としになります。

毎月の利用料とおやつ代の合計金額を、翌月20日に自動引落としさせていただきます。引落とし日が土日・祝日の場合は金融機関の翌営業日の引落としとなります。

20日に残高不足等の理由により引落としができなかった場合は、月末に再引落としがかかります。

※月末とはゆうちょ銀行の月最終営業日になります。

※引落としにかかる手数料は保護者様のご負担となります（1回につき10円）。

毎月の引落とし額は、みまもりキッズの「マイページ」で確認ができます。

※ご不明な点は、キッズクラブ、または、運営法人 株式会社スマイルクルー 放課後キッズクラブ 経理担当までお問い合わせください。

	わくわく【区分1】	すくすく（ゆうやけ） 【区分2A】	すくすく（ほしぞら） 【区分2B】
利用料（月額）	—	月額 2,000 円 （7・8月のみ 2,500 円）	月額 5,000 円 （7・8月のみ 5,500 円）
延長料 （午後7時まで）	スポット利用 800 円/回	400 円/回	—
おやつ代	100 円/回	100 円/回	100 円/回
プログラム代	費用の発生するプログラムへ参加した場合のみ		

<お願い>

令和6年度から、キッズクラブでの現金の授受を極力避けるため、利用料や様々な活動に関して発生した利用料については、ご登録いただいた口座からの引落としさせていただきますことになりました。これに伴い、**区分1の方も口座登録が必要になります**（登録の口座は1家庭1口座となります）。口座登録については、「みまもりキッズ」で手続きが可能です。

お手数をおかけしますが、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(1) 警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応 【浸水対象外】
学校がある日	登校前	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、<u>学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。</u></p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・2B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。</p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※特別警報発表時は、閉所となります。</p>
	登校後	<p>児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、<u>すくすく【区分2A・2B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。スポット利用以外のわくわく区分のおさんは、基本的には学校での対応となります。</p> <p>なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※特別警報発表時は、放課後キッズクラブは閉所となります。</p>
	放課後	<p>警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の<u>保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u>児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。</p> <p>※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。</p> <p>※特別警報発表時は、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。</p>
学校がない日	-	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・2B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。</p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※「特別警報」発表時は閉所します。</p>

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になりますので、キッズに行く前に必ず電話連絡をし、受け入れ可能になっているかどうかを確認してください。

(2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合について※

原則として、すすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・2B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR 線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

(3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報の発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

22 夏休み期間中の利用について

(1) わくわく【区分1】の利用制限について

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、夏休み期間において「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時にまたは当日の5時に発表された場合、原則わくわく【区分1】の利用を休止します。詳細は、キッズクラブにお問い合わせください。

すすく【区分2A・2B】に関しては「熱中症警戒アラート」が発令してもご利用いただけます。ただし、夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

※「熱中症警戒アラート」について

- ・発表は1日2回、前の日の午後5時と、その日の朝5時
- ・暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表

※ご家庭でも下記のアドレスから「熱中症警戒アラート メール配信サービス」にご登録いただけます。環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

「熱中症警戒アラート メール配信サービス」の登録 ※メール配信の目安は4月～10月頃です。

PC・スマートフォン <https://plus.sugumail.com/usr/env/home>

フィーチャーフォン <https://m.sugumail.com/m/env/home>

LINE公式アカウント LINE ID : kankyo_jpn

アカウント名 : 環境省、二次元コード（環境省のページで「友だち追加」をタップ）



(2) 利用にあたってのお願い

<水分補給>

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給が大切になります。

キッズクラブの利用時に水筒を持参するなど、キッズクラブまでの往復時や利用時間中に、お子さんが、こまめに水分を取ることができるよう、ご配慮をお願いします。

<利用時間の順守>

キッズクラブの利用時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。日陰がない場所もありますので、熱中症予防のため、お子さんが利用時間にあわせて放課後キッズクラブに到着するよう、ぜひご配慮をお願いします。

23 「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について

キッズクラブの活動中に、重大な事故が発生した場合については、事業所名・氏名・小学校名等の個人の特定につながる情報を除き、内閣府が公表している「特定教育・保育施設等における事故情報データベース（以下、事故情報データベース）」へ事故の概要が掲載されます。保護者の方から要望があった場合は、一部の項目について非公表とすることが可能です。

そのような事故が発生しないようスタッフ一同努めて参りますが、万一発生してしまった場合には、事故情報データベースへ掲載される旨、予めご理解くださいますようお願いいたします。

<内閣府ウェブサイト>特定教育・保育施設等における事故情報データベース

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>

24 ご意見・ご要望等について

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、鴨志田第一小学校放課後キッズクラブまたは運営法人株式会社スマイルクルーまでご相談ください。

鴨志田第一小学校放課後キッズクラブ : 主任 吉田
副主任 牧

運営法人 株式会社スマイルクルー : 運営担当 渡邊

25 お問い合わせ先

鴨志田第一小学校放課後キッズクラブ TEL : 963-4993 FAX : 963-4993
携帯番号 : 080-3394-0974
運営法人 株式会社スマイルクルー TEL : 316-4355 FAX : 316-4356
横浜市青葉区こども家庭支援課 TEL : 978-2345 FAX : 978-2422

<当社ホームページ『お問い合わせはこちら』からメールでのご質問も承っております。>



より詳しい内容、利用の申し込み等については各小学校放課後キッズクラブページへ「放課後キッズクラブ入会のしおり」をご活用ください。



令和6年度 鴨志田第一小学校放課後キッズクラブ 利用申込書

運営法人 株式会社スマイルクルー 宛

次のとおり鴨志田第一小学校放課後キッズクラブの利用を申し込みます。

4月からの学年を記入してください。
組はわかるまで空欄で提出可能です
(新年度に職員が記入します)。

I 利用児童

記入日時点のお子さんの年齢
を記載してください。

ふりがな		性別	男・女	学校名	横浜市立 鴨志田第一小学校
氏名					横浜小学校
生年月日	平成29年10月30日 (7才)	学年・組	2年組		
利用区分 (1つを○囲み)	1 わくわく【区分1】	利用料 : 無料 利用時間 : ~16時	※わくわく【区分1】は、スポット利用(800円/回)を除き、16時で一斉下校となります。また、警報発表時や猛暑時等は利用できない場合があります。		
	2 すくすく(ゆうやけ)【区分2A】	利用料 : 2,000円/月 利用時間 : ~17時	【留守家庭児童等のみ選択可】 ※すくすく【区分2A・2B】に登録する場合は、 保護者の方の就労証明書等の提出 が必要です。 ※すくすく【区分2A・2B】の7・8月の利用料は通常の利用料に加え、+500円がかかります。		
	3 すくすく(ほしぞら)【区分2B】	利用料 : 5,000円/月 利用時間 : ~19時			
利用開始希望日	令和6年4月1日	みまもりキッズへの口座登録(✓を記入)	<input checked="" type="checkbox"/>	済	

II 利用頻度 ※すくすく【区分2A・2B】への申し込みの場合のみ記入

・おおむねの利用頻度を記入してください。(利用できる日数が以下の利用日数に限定されるわけではありません。)

・みまもりキッズに登録した利用曜日数と同じ日数を記入してください。

必ず、みまもりキッズへの口座登録を
済ませてからご提出ください。

平日(月~金) (1つを○囲み)	週 1・2 3 4・5 日程度	土曜日の利用 (どちらかを○囲み)	あり・なし
---------------------	-----------------	----------------------	-------

III 保護者等連絡先

必ずつながる連絡先を、優先順に記入してください。以下の連絡先は、

ここに記入した日数以上の利用ができないという
ことはありませんので、実際に利用される日数
をご記入ください。実際の利用回数と異なる場合、
訂正のお願いをすることがあります。

連絡先/ 優先順位 ①	氏名	横浜 太郎	学年	組(名)
	住所	〒000-0000 中区港町1-1-804	年	組(名)
	電話(携帯)	090-0000-0000 (自宅) 045-000-0000	年	組(名)
	メールアドレス	0000@000.ne.jp		
	勤務先	(株)〇〇商会 (電話) 03-0000-0000		
優先順位 ②	氏名	横浜 花子 【続柄 母】		
	住所	〒000-0000 中区港町1-1-804		
	電話(携帯)	080-0000-0000 (自宅) 045-000-0000		
	メールアドレス	0000@000.ne.jp		
	勤務先	(株)〇〇サービス (電話) 03-0000-0000		
優先順位 ③	氏名			
	住所	〒-		
	電話(携帯)	(自宅)		
	メールアドレス			
	勤務先	(電話)		

自宅・職場も含めた優先順位をご検討・
ご記入ください。必ず連絡がとれる方を記入し
てください。

IV 児童代理引取人届出

・代理引取人は「III 保護者等連絡先」欄に記入した以外の方で、当該児童の引取人となる。

・当該代理引取人がお迎えに来られた際には、本人確認を行いますので、免許証等、身分を証明できるものをご持参ください。

・他の放課後児童クラブのお迎えを利用される方は、児童クラブ名をご記入ください。

・当該項目が空欄の場合、引取人は、「III 保護者等連絡先」欄に記入した方のみとさせていただきます。

こちらに、保険料(700円)払い込みの際に受け取る「振替払込請求
書兼受領証」を貼付してください。

代理引取人名	続柄	住所	電話番号
横浜 三郎	祖父	横浜市中区〇〇-〇-〇	045-000-0000
〇〇学童クラブ		他の児童クラブを利用する方は必ず児童クラブ 名をご記入ください。みまもりキッズの「代理引 取人」にも登録をお願いします。	045-000-0000

放課後キッズクラブ事務処理欄 ※保護者の方は当該欄に記入しないでください。

受付日	すくすく【区分2A・2B】登録証明書類	入退室登録	口座登録	利用料減免			保険加入確認
				適用	対象事由	書類受理日	
	就労(予定)証明書・自営業従事者等申告書 病気・障害等申告書、診断書(写)、 身体障害手帳(写) 求職活動申告書・学生証(写)・ 在学証明書・罹災証明書 その他()	あり なし	あり なし	あり なし	・就学援助を受けている ・生活保護世帯 ・市民税所得割非課税世帯		
備考							

V 減免利用について ※すくすく【区分2A・2B】利用料減免を希望する場合(予定含む)のみ記入

「就学援助を受けている」「市民税非課税世帯である」「生活保護世帯である」のいずれかの場合のみ減免を受けることができます。

減免の適用 (希望する場合のみ○囲み)	希望する	昨年度の減免の適用 (どちらかを○囲み)	あり・なし
------------------------	------	-------------------------	-------

VI 食物アレルギーについて

食物アレルギーの有無※ (どちらかを○囲み)	あり・なし	アレルギーのある食べ物 (「あり」の場合に記載)	卵、小麦
	減免の対象となり、適用を希望する場合(予定含む)のみ記入してください。		

※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、利用区分に関わらず学校に提出する「学校生活管理指導表」(写)を提出してください。

※ 学校生活では提供されない食物(そば、くるみ等)に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」(写)をキッズクラブへ提出してください。

※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、アレルギー内容や対応の確認のため、職員との面談を実施します。

VII その他健康状態等の配慮すべき事項について

その他健康状態等の 配慮すべき事項	肌がかぶれやすい(軟膏塗布)
児童の健康状態等の配慮する事項について、職員との面談を希望する・希望しない(どちらかを○囲み)	

VIII キッズニュースへの写真掲載について

お子さんのキッズニュースへの写真掲載を承諾しますか (どちらかを○囲み)	はい・いいえ
---	--------

IX 確認事項

- ・令和6年度鴨志田第一小学校放課後キッズクラブの「入会のしおり」について確認しました。
- ・当該利用申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。
- ・株式会社スマイルクルーのホームページへのお子さんの写真の掲載を承認します。(はい・いいえ)
- ・放課後キッズクラブの運営にあたり、当該利用申込書の内容や提出書類の情報について、必要に応じて、区子ども家庭支援課や利用児童が通う鴨志田第一小学校に対して提供することを認めます。
- ・児童育成の観点から、必要に応じて、鴨志田第一小学校又は放課後キッズクラブでの利用児童の活動の様子を、鴨志田第一小学校と放課後キッズクラブとで情報共有することに差支えはありません。
- ・「個人情報の取扱いに関する同意書(保護者様)」を確認し、内容を理解したうえで同意致します。
- ・(減免を受けている場合のみ)虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡って支払います。また、減免の対象でなくなった場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を速やかに提出します。

記入日を入れてください。

令和6年 3月 1日 保護者氏名(自署)

横浜 太郎

【申込みのために記入された個人情報は、放課後キッズクラブの運営以外の目的には使用しません。】

令和6年度 鴨志田第一小学校放課後キッズクラブ 利用申込書

運営法人 株式会社スマイルクルー 宛 次のとおり鴨志田第一小学校放課後キッズクラブの利用を申し込みます。

I 利用児童

ふりがな		男・女	学校名	市立・国立・私立・その他（1つを○囲み）
氏名				
生年月日			学年・組	年 組
利用区分 (1つを○囲み)	1 わくわく【区分1】	利用料：無料 利用時間：～16時	※わくわく【区分1】は、スポット利用(800円/回)を除き、16時で一斉下校となります。また、警報発表時や猛暑時等は利用できない場合があります。	
	2 すくすく(ゆうやけ)【区分2A】	利用料：2,000円/月 利用時間：～17時	【留守家庭児童等のみ選択可】 ※すくすく【区分2A・2B】に登録する場合は、 保護者の方の就労証明書等の提出 が必要です。 ※すくすく【区分2A・2B】の7・8月の利用料は通常の利用料に加え、+500円がかかります。	
	3 すくすく(ほしぞら)【区分2B】	利用料：5,000円/月 利用時間：～19時		
利用開始希望日		みまもりキッズへの口座登録(✓を記入)		<input type="checkbox"/> 済

II 利用頻度 ※すくすく【区分2A・2B】への申し込みの場合のみ記入

- ・おおむねの利用頻度を記入してください。(利用できる日数が以下の利用日数に限定されるわけではありません。)
- ・みまもりキッズに登録した利用曜日数と同じ日数を記入してください。

平日(月～金) (1つを○囲み)	週 1・2・3・4・5 日程度	土曜日の利用 (どちらかを○囲み)	あり・なし
---------------------	-----------------	----------------------	-------

III 保護者等連絡先

- ・必ずつながる連絡先を、優先順に記入してください。以下の連絡先は、児童の出欠席・利用時間等の確認や急病時等に利用します。

連絡先/ 優先順位①	氏名		【続柄】	同じ学校に在籍している兄弟姉妹(いる場合に記入)
	住所	〒 -		年 組 (名)
	電話(携帯)	(自宅)		年 組 (名)
	メールアドレス			
	勤務先	(電話)		「振替払込請求書兼受領証」 貼付箇所
優先順位②	氏名		【続柄】	
	住所	〒 -		
	電話(携帯)	(自宅)		
	メールアドレス			
	勤務先	(電話)		
優先順位③	氏名		【続柄】	
	住所	〒 -		
	電話(携帯)	(自宅)		
	メールアドレス			
	勤務先	(電話)		

IV 児童代理引取人届出

- ・代理引取人は「III 保護者等連絡先」欄に記入した以外の方で、当該児童の引取人となる方をご記入ください。
- ・当該代理引取人がお迎えに来られた際には、本人確認を行いますので、**免許証等、身分を証明できるものをご持参ください。**
- ・他の放課後児童クラブのお迎えを利用される方は、児童クラブ名をご記入ください。
- ・当該項目が空欄の場合、引取人は、「III 保護者等連絡先」欄に記入した方のみとさせていただきます。

代理引取人名	続柄	住所	電話番号

(裏面あり)

放課後キッズクラブ事務処理欄 ※保護者の方は当該欄に記入しないでください。

受付日	すくすく【区分2A・2B】登録証明書類	入退室登録	口座登録	利用料減免			保険加入確認
				適用	対象事由	書類受理日	
	就労(予定)証明書・自営業従事者等申告書 病気・障害等申告書、診断書(写)、 身体障害手帳(写) 求職活動申告書・学生証(写)・ 在学証明書・罹災証明書 その他()	あり なし	あり なし	あり なし	・就学援助を受けている ・生活保護世帯 ・市民税所得割非課税世帯		
備考							

V 減免利用について ※すくすく【区分2A・2B】利用料減免を希望する場合(予定含む)のみ記入

「就学援助を受けている」「市民税非課税世帯である」「生活保護世帯である」のいずれかの場合のみ減免を受けることができます。

減免の適用 (希望する場合のみ○囲み)	希望する	昨年度の減免の適用 (どちらかを○囲み)	あり・なし

VI 食物アレルギーについて

食物アレルギーの有無※ (どちらかを○囲み)	あり・なし	アレルギーのある食べ物 (「あり」の場合に記載)

- ※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、利用区分に関わらず学校に提出する「学校生活管理指導表」(写)を提出してください。
- ※ 学校生活では提供されない食物(そば、くるみ等)に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」(写)をキッズクラブへ提出してください。
- ※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、アレルギー内容や対応の確認のため、**職員との面談を実施します。**

VII その他健康状態等の配慮すべき事項について

その他健康状態等の 配慮すべき事項
児童の健康状態等の配慮する事項について、職員との面談を <u>希望する</u> ・ <u>希望しない</u> (どちらかを○囲み)

VIII キッズニュースへの写真掲載について

お子さんのキッズニュースへの写真掲載を承諾しますか (どちらかを○囲み)	はい	いいえ

IX 確認事項

<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度鴨志田第一小学校放課後キッズクラブの「入会のしおり」について確認しました。 ・当該利用申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。 ・株式会社スマイルクルーのホームページへのお子さんの写真の掲載を承認します。(はい ・ いいえ) ・放課後キッズクラブの運営にあたり、当該利用申込書の内容や提出書類の情報について、必要に応じて、区子ども家庭支援課や利用児童が通う鴨志田第一小学校に対して提供することを認めます。 ・児童育成の観点から、必要に応じて、鴨志田第一小学校又は放課後キッズクラブでの利用児童の活動の様子を、鴨志田第一小学校と放課後キッズクラブとで情報共有することに差支えはありません。 ・「個人情報の取扱いに関する同意書(保護者様)」を確認し、内容を理解したうえで同意致します。 ・(減免を受けている場合のみ)虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡って支払います。また、減免の対象でなくなった場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を速やかに提出します。 <p style="text-align: right;">年 月 日 保護者氏名 (自署)</p>

【申込みのために記入された個人情報は、放課後キッズクラブの運営以外の目的には使用しません。】